

別紙

第一章 補償金等の支払い

(当社の支払責任)

第一条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事象により「不可抗力」により、身体に傷害を受けたときに、本章から第五項の規定に基づき、旅行者に対する法定補償金に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金(以下「補償金」といいます)を支払います。

第二条 前項の傷害とは、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時的に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

(用語の定義)

第三条 この規程において企画旅行とは、標準旅行予約取扱要項企画旅行契約の部第二条第一項及び実施企画旅行契約の部第二条第一項規定に基づき、以下をいいます。

- この規程において「企画旅行参加」とは、旅行者が企画旅行に参加する最初の時点で当社があらかじめ手配した乗車券等によって提供される当該企画旅行日程に定める船の運送(宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送(宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程が変更される場合において、発着及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届けていたときは、発着の日時及び復帰の予定日時の間には「企画旅行参加」とし、また、旅行者が発着及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たこと又は復帰の予定なく離陸したときは、その離陸の時から復帰の時までの間は「企画旅行参加」として企画旅行参加とはしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が事前に手配に係る運送(宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日(旅行の日数に計ります。))が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が受けたこの規程による補償金及び見舞金の支払いの行われないう旨を契約書に明示したときは、当該日「企画旅行参加中」としてはなりません。
- 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
 - 添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合とし、その受付完了時
 - 前号の受付が行われない場合において、最初の運送(宿泊機関等)に搭乗したとき
 - 前号の規定とは、乗客の個人用物品である旅行機内における荷物物の検査等の完了時
 - 船舶発航であるときは、乗客乗船の手続
 - 鉄道であるときは、改札を終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
 - 車両であるときは、乗車時
 - 宿泊機関であるときは、当該施設への入時
 - 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

第四条 この規程において「企画旅行参加中」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- 添乗員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げ終了時
- 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送(宿泊機関等)が、航空機であるときは、乗客の降機であるとき
- 船舶発航であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
- 車両であるときは、降車時
- 宿泊機関以外であるときは、当該施設からの退場時
- 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時とします。

第二章 補償金等を支払われない場合

(補償金等を支払われない場合)

第五条 当社は、次の各号に規定する事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

- 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。また、旅行者が法令に違反する行為を行って、その結果として、当該旅行者の生命、身体又は心神を害したとき、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 旅行者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当該補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- 旅行者の刑の執行又は拘留若しくは入監中に生じた事故
- 戦争、外国の武力行使、暴動、政変等、内乱、武装紛争その他これらに類似の事象又は暴動の際において、警察又は多数の者の集まるの行動によって、全国又は一部の地域において発生し、昇降機または航空機に重大な事象と認められる状態に陥ります。
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)、若しくは核燃料物質若しくは汚染された物質(原子燃料生産物を含みます。以下同様とします。の放射性、爆発性その他の有害特性又はこれらの特性による事故
- 前二号の事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 前二号以外の放射線照射又は放射能汚染
- 当社は、原因のいかんを問わず、頸部神経(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛が他覚症状のないものに対しては、補償金等を支払いません。

(補償金等を支払われない場合—その二—)

第六条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払いません。

- 地震、噴火又は津波
- 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(補償金等を支払われない場合—その三—)

第七条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれていない場合をunless、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれていない場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中、同様の行為によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払います。

- 旅行者が別乗車券を一定の期間にわたって購入した傷害
- 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターバイクによる競走、競争、興行(いずれも練習を含みます。又は試運転(性能試験を目的とする運転又は模擬を含みます。))をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路路上でこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないことも補償金等を支払います。
- 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便/不定期便を含む)と不定期便であるを問はず。)以外の航空機を機体として運行する航空機(定期便/不定期便を含む)と不定期便であるを問はず。)以外の航空機を機体として運行する航空機(定期便/不定期便を含む)と不定期便であるを問はず。)以外の航空機を機体として運行する航空機(定期便/不定期便を含む)と不定期便であるを問はず。)

第八条 二 当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれか当該傷害の一部の受取人である場合には、補償金等を支払いません。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

- 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に属する者との関係に認められること。
- 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

第三章 補償金等の種類及び支払額

(死亡補償金の支払い)

第六条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から百八十日以内死亡した場合は、旅行者一名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては二十五万五千元、国内旅行を目的とする企画旅行においては十五万五千元(以下「補償金額」といいます。))を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者に対して、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

第七条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から百八日以内に後遺障害(身体に残された将来において回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後も存続をいいます。以下同様とします。))が生じた場合は、旅行者一名につき、補償金額に別表第二の各号に掲げる等級を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

- 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から百八十日を超えなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から百八十日における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。
- 別表第二の各号に掲げている後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等と関係なく、身体障害の程度に応じ、かつ、別表第二の各号の区分に準じて後遺障害補償金支払額を決定します。ただし、別表第二の(一)、(二)、(三)、(四)、(五)及び(六)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。
- 同一等級に達しない後遺障害が生じた場合には、当社は、その等級のうち前三項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第二の七、八及び九に規定する二肢(脚及び手)又は下肢(脚及び手)の後遺障害に対しては、一肢ごとの後遺障害補償金は、補償金の六〇％をもちて限ります。
- 前各項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者一名に対して一企画旅行につき、補償金額をもつて限度とします。

(入院見舞金の支払い)

第八条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、入院(医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難な場合、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下「この条において同様とします。))した場合は、その日数(以下「入院日数」といいます。))に比例し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - 入院日数百八十日以上の傷害を被ったとき。四十万円
 - 入院日数九十日以上百八十日未満の傷害を被ったとき。二十万円
 - 入院日数七日以上九十日未満の傷害を被ったとき。十万円
 - 入院日数七日未満の傷害を被ったとき。四万円
- 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - 入院日数九十日以上以上の傷害を被ったとき。二万円
 - 入院日数九十日以上百八十日未満の傷害を被ったとき。十万円
 - 入院日数七日以上九十日未満の傷害を被ったとき。五万円
 - 入院日数七日未満の傷害を被ったとき。二万円
- 旅行者が入院しない場合においても、別表第三の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の診療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。
- 当社は、旅行者一名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(通院見舞金の支払い)

第九条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事する

特別補償規程

こと又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けると(診査を含みます。))をいいます。以下「この条において同様とします。))した場合には、その日数(以下「通院日数」といいます。))が二日以上となるときは、当該日数に比例し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

- 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - 通院日数九十日以上の傷害を被ったとき。十万円
 - 通院日数七十日以上九十日未満の傷害を被ったとき。五万円
 - 通院日数三日以上七十日未満の傷害を被ったとき。二万円
- 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - 通院日数九十日以上の傷害を被ったとき。五万円
 - 通院日数七十日以上九十日未満の傷害を被ったとき。二万円
 - 通院日数三日以上七十日未満の傷害を被ったとき。一万五千元
 - 通院日数二日以上七日未満の傷害を被ったとき。二万円
- 旅行者が通院しない場合において、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じたときと当社が認めるときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

第十条 平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じた程度に傷害が治ったとき以降の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。ただし、前項の規定の適用上、通院日数として、通院見舞金を支払いません。

第十一条 当社は、旅行者一名について通院見舞金と死亡補償金又は後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(入院見舞金及び後遺障害補償金の支払いに関する特則)

第十条 当社は、旅行者一名について入院日数及び通院日数がそれぞれ一年以上となつた場合は、前二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちのいずれか金額の最大のもの(同額のものは、同一等級に同じもののみを支払います。)

- 当該入院日数に当該入院見舞金を支払うべき期間中のもので除きます。に当該入院日数を加えた金額を当該入院日数のみとした上で、当該日数に当該当社が支払うべき通院見舞金
- 当該通院日数に当該通院見舞金を支払うべき期間中のもので除きます。に当該通院日数を加えた金額を当該通院日数のみとした上で、当該日数に当該当社が支払うべき通院見舞金

第十一条 旅行者が被った航空機遭難しは船舶が航行不明となつたら、又は遭難してから三十日を経過したなお旅行者が発見されないときは、航空機遭難しは船舶が航行不明となつた日又は遭難した日に、旅行者が第一条の傷害によって生じたものと推定します。

(その他身体障害又は疾病の影響)

第十二条 旅行者が第一条の傷害を被ったと同時に存在していた身体障害若しくは疾病の発生により、又は第一条の傷害を被った後その原因となつた事故が直接に発生した傷害若しくは疾病の影響により第一条の傷害が重たくなったときは、その影響がなかた場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第四章 事故の発生及び補償金等の請求の手続

(傷害程度等に関する説明等の請求)

第十三条 旅行者が第一条の傷害を受けたときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の身体障害若しくは死体の検査を求めることがあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの求めに協力しなければなりません。

第十四条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当該関係しない事由により第一条の傷害を被ったときは、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について、当社に対し、当該事故の日から三十日以内に報告しなければならないものとします。

第十五条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が、当社が認める正当な理由がなく前二項の規定に違反したときは又はその説明若しくは報告が通知にきざり通知している事実を告げ、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

(補償金等の請求)

第十四条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の補償金等請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

一 死亡補償金請求の場合

- 旅行者の葬儀費用に法定相続人の戸籍謄本及び印鑑証明書
- 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- 八 旅行者の死亡診断書又は死体検案書

二 後遺障害補償金請求の場合

- 旅行者の印鑑証明書
- 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- 八 旅行者の死亡診断書又は死体検案書
- 八 旅行者の死亡診断書を記載した病院又は診療所の証明書類

三 入院見舞金請求の場合

- 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- 八 旅行者の死亡診断書又は死体検案書
- 八 旅行者の死亡診断書を記載した病院又は診療所の証明書類
- 八 旅行者の死亡診断書を記載した病院又は診療所の証明書類

四 通院見舞金請求の場合

- 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- 八 旅行者の死亡診断書又は死体検案書
- 八 旅行者の死亡診断書を記載した病院又は診療所の証明書類

五 当社は、前項以上の書類の提出を求めるときは必要書類の一部の省略を認めることがあります。

第十六条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第一項の規定に違反したときは提出書類につき知っている事実を告げ、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

(代位)

第十五条 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第五章 携帯品損害補償

(携帯品損害の支払い)

第十六条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然な事故によってその所有の身の回り品(以下「携行対象品」といいます。))に損害を被ったときに、本章の規定により、携行対象品補償金(以下「損害賠償金」といいます。))を支払います。(携行対象品を支払われない場合—その一—)

第十七条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、損害賠償金を支払いません。

- 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 旅行者の故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

第十八条 賠償、徴発、没収、破壊等国王及び公共団体の公権力の行使、ただし、火災・消防又は避難に必要な処置とした場合は除きます。旅行者又はこれに代って携行対象品を管理する者が相当の注意をもつていても発生し得たかつた機能を除きます。

九 携行対象品の自然の消耗、さび、か、変色、むずみ、虫食い、

十 車外輸送の損傷であつて携行対象品の機能に支障を及ぼさない損傷

十一 携行対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の携行対象品に生じた傷害については、この限りではありません。

十二 携行対象品の置き忘れ又は紛失

第十三条 前二項第一号から第十二号までに掲げる事由

第十四条 国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しても、損害賠償金を支払いません。

- 地震、噴火又は津波
- 前号の事由に随伴して生じた事故(その二)

(携行対象品を支払われない場合—その二—)

第十四条 二 当社は、旅行者が次の号に掲げるいずれか該当する事由がある場合は、損害賠償金を支払わないことがあります。

- 反社会的勢力に該当すると認められること。
- 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- 法 である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- その他反社会的勢力と社会的に批判されるべき関係を有していると認められること。

(携行対象品及びその範囲)

第十四条 携行対象品とは、旅行者が企画旅行参加中に携行するその所有の身の回り品に限ります。前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、携行対象品に含まれません。

- 現金、小切手その他の有価証券、印紙、小切手その他これらに準ずるもの
- クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
- 指輪、時計、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・エル、光ディスク等情報機器(コピー機)及びその関連装置等の周辺機器)に直接接続して使用される記録媒体その他の機器
- 船舶(ヨット、モーターボート及びボートを含みます。))及び自動車、原動機付自転車及びこれらの付属品
- 山笠等は、用具、探検用具その他これらに類するもの
- 義歯、眼鏡、コンタクトレンズその他これらに類するもの
- 動物及び植物
- その他当社があらかじめ指定するもの

(損害賠償及び損害賠償金の支払額)

第十九条 当社が損害賠償金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。))は、その損害が生じた地及び当該損害の補償対象品の価額又は補償対象品の損害を発生させた直前の状態に復するに必要となる修繕費及び次の条第三項の費用の合計額のうちいずれか一方の金額を基準として定めるところとします。

二十 補償対象品の一箇又は一つに対しての損害額が十万円を超えるときは、当社は、そのものの損害額の二万円をみなして前項の規定を適用します。

二十一 当社が支払うべき損害賠償金の額は、旅行者一名に対して一企画旅行につき二十五万円をもちて限度とします。ただし、損害額が旅行者一名について一回の事故につき三万円を超えない場合は、当社は、損害賠償金を支払いません。

(損害の防止等)

二十条 当社は、旅行者は、補償対象品について第十六条に規定する損害が発生したことを知ったときは、その事項を履行しなければならないものとします。

- 損害の防止を軽減に努めること。

三 旅行者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要な手続をとること。

四 当社は、旅行者が正当な理由なく前二項の規定に違反したときは、防止軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなし、取得するに違反したときは、損害賠償金を支払わず、また、同項第三号に違反したときは、取得すべき権利の行使によつて行われるべきがたとえ認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

五 当社は、次に掲げる費用を支払うべきものとします。

- 第一項第一号に規定する損害防止軽減のために実費のうち当社が認め又は有益であつた必要と認めらるもの
- 第一項第三号に規定する手続のために必要となる費用(損害賠償金の請求)

第二十条 当社は、損害賠償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害賠償請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

- 携行対象品の損害の程度を証明する書類
- 三 その他当該要する書類

第二十一条 旅行者が損害の程度に違反したときは提出書類につき故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造若しくは篡改したときは(第三者を添てなかつたときも、同様とします。))又は、当社は、損害賠償金を支払いません。

(保険契約がある場合)

第二十二条 第十六条の規定に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額を減額することはありません。

(代位)

第二十三条 当社が損害賠償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害賠償金の額の内限内で当社に移転します。

別表第一(第五条第一号関係)

山笠等は(シリアル、アゼン、ザル、ハンマー等の登山用具使用のもの) リュージュ、エアレス、スクワッド(ビン) ハングライダー-搭乗 超軽量動力機(モーターハンングライダー)、ウルトライト機、ウルトライト機等) 搭乗 ジャロプレーン搭乗その他これらに関する危険な運動

別表第二(第七条第一項、第三項及び第四項関係)

一 両眼が失明したとき。	100%
二 一 両眼が失明したとき。	60%
三 二 一 眼の視力及び〇・六以下となつたとき。	5%
四 二 一 眼の聴覚等(正常視野の角の割合が六〇％以下となつた場合を含む。))となつたとき。	5%
二 耳の障害	
一 両耳の聴力を全く失つたとき。	80%
二 一 耳の聴力を全く失つたとき。	30%
三 一 耳の聴力が五〇センチメートル以上では通常の話声を解しないとき。	5%
三 鼻の障害	
鼻の機能を著しい障害を残すとき。	20%
四 その他、言語の障害	
一 しゃべり又は言語の機能を全く失つたとき。	100%
二 一 しゃべり又は言語の機能を著しい障害を残すとき。	35%
三 一 しゃべり又は言語の機能を著しい障害を残すとき。	15%
四 歯に五本以上の欠損が生じたとき。	5%

五 顔面、頭部、頸部のい。))の醜状

- 一 外顔に著しい醜状を残すとき。
- 二 外顔に醜状(顔面においては直径二センチメートルの瘢痕、長さ三センチメートルの線状痕を残す。))を残すとき。

六 背中の障害

- 一 背中に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき。
- 二 背中に運動障害を残すとき。
- 三 背中に奇形を残すとき。

七 腕(手関節以上以下。))、脚(足関節以上以下。))の障害

- 一 一 腕又は一 脚を失つたとき。
- 二 一 腕又は一 脚の三関節中の二関節又は三関節の機能を全く失つたとき。
- 三 一 腕又は一 脚の機能を著しい障害を残すとき。
- 四 一 腕又は一 脚の機能を著しい障害を残すとき。

八 手指の障害

- 一 一 手の手指を指関節(指関節間隙)以上で失つたとき。
- 二 一 手の手指を指関節(指関節間隙)以上で失つたとき。
- 三 母指以外の一手指を指関節(指関節間隙)以上で失つたとき。
- 四 母指以外の一手指を指関節(指関節間隙)以上で失つたとき。

九 足指の障害

- 一 一 足指の第一指を趾関節(指関節間隙)以上で失つたとき。
- 二 一 足指の第一指の機能を著しい障害を残すとき。
- 三 一 足指以外の一足指を趾関節(指関節間隙)以上で失つたとき。
- 四 一 足指以外の一足指の機能を著しい障害を残すとき。

十 その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができなるとき。

注 第七号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該関節部の尺線に近部分を含む。

別表第三(第八条第二項関係)

- 一 両眼の矯正視力が〇・六以下になつたこと。
- 二 一 しゃべり又は言語の機能を全く失つたこと。
- 三 両耳の聴力を失つていこと。
- 四 両上肢の機能を著しい障害を残すこと。
- 五 一 下肢の機能を著しい障害を残すこと。
- 六 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が自己生活、洗面等の起動作に支障を及ぼしていること。
- 七 神経系統又は精神の障害のため身体の自由が自己生活、洗面等の起動作に支障を及ぼしていること。
- 八 その他上記の各号の合併障害のうち身体の自由が自己生活、洗面等の起動作に支障を及ぼしていること。

(注) 第四号の規定中「以上」とは、当該関節部の尺線に近部分を含む。

(令和二年(4月)1日)